

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第37回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年11月8日、第37回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下について議論が実施されました。

- （1）iDeCo の加入可能年齢・受給開始可能年齢について
- （2）拠出の在り方について
- （3）DB の給付減額の判定基準・手続きについて

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45168.html

1. iDeCo の加入可能年齢・受給開始可能年齢（厚生労働省 HP 掲載 資料1 を基に記載）

①iDeCo の加入可能年齢の引上げ(現状、属性に応じて 60 歳未満または 65 歳未満)

○論点のまとめ

加入可能年齢については、長期的な老後資産の形成を促進し、働き方に中立的であり、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度とするため、現在の要件である ①国民年金被保険者に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60 歳から 70 歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるよう、②iDeCo の加入者・運用指図者、③企業型 DC 等の私的年金の資産を iDeCo に移換する者、すなわち 60 歳から 70 歳までの iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者に iDeCo の加入・継続拠出を認めるという要件について、どのように考えるか。

②iDeCo 受給開始可能年齢の引上げ(現状、75 歳まで)

○論点のまとめ

受給開始可能年齢については、遺産形成ではなく加入者自身の老後の生活のために活用するため、iDeCo の受給開始可能年齢の上限は引き続き 75 歳とし、令和 9 年 4 月以降の状況を踏まえて検討することについて、どのように考えるか。

2. 拠出の在り方 (厚生労働省 HP 掲載 資料 2 を基に記載)

○論点のまとめ (「拠出限度額」に起因する諸制約等について)

拠出限度額については、以下のような指摘がある。

- ・iDeCo の拠出限度額が働き方によって異なっている点について、制度加入時の分かりづらさに繋がっている。
- ・企業型 DC の拠出限度額について、働き方やライフスタイルの多様化に対応するため、退職給付制度や企業年金制度を活用しながら、従業員の老後の所得確保の支援に取り組んでいる企業の制度設計の妨げになるおそれがある。
- ・マッチング拠出について、従業員の掛金拠出を事業主拠出の範囲とする制限についてなくすべき。
- ・企業年金制度の有無等により、拠出限度額に活用できない隙間が生じる。
- ・拠出限度額について、賃金や物価の上昇を反映するべき。
- ・使い切れていない拠出限度額の「枠」を、賃金の上昇等にあわせて使えるようにするべき。

これらの指摘も踏まえ、働き方や企業年金がある者となない者の公平・中立性、自助努力に対する支援、企業年金の特性、拠出の実態、私的年金の普及、経済・社会情勢の変化等の観点から、拠出限度額はどのような在り方とすべきか。

3. DB の給付減額の判定基準・手続き

○論点のまとめ

定年延長に伴い支給開始年齢を引き上げる際、給付の名目額が増加する場合であっても、給付の減額と判定されることが、定年延長の阻害要因となっているとの指摘がある。これまでの部会における主なご指摘として、一定の要件を満たす場合の給付設計変更について、「給付減額」として取り扱わないことを認めてはどうかとの意見がある。一方、現行の手続きを緩和すべきではないとの意見もある。

引き続き現行の判定基準を原則とするものの、一定の要件を満たす場合であって、DB の給付設計を変更することについて対象加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないことができるこ

とについてどのように考えるか。

4. 委員からの意見（一部抜粋）

《iDeCo の加入可能年齢について》

- ・引き上げの理由としては、継続的な資産形成を支援するというのが大きな目的となっていた。その点から、以前から iDeCo 等を利用してきた者に限って継続を可能にするといったような今回の事務局案には賛成。

《受給開始可能年齢の引上げについて》

- ・遺産のために資産を残すわけではなく、あくまで老後の生活に充てるための資産形成という制度趣旨、判断力等の個人差が出てくること等を考えると、現状の75歳までという事務局案に賛成。

《拠出の在り方について》

- ・策定当時の算定式で算定されている現行の限度額については、少なくとも最新の状態を反映した金額にする必要があると考えている。
- ・インフレ、賃金の上昇等を鑑みて、上限は引き上げる必要はあると思う。
- ・シンプルで分かりやすい制度という観点等から、60歳以降の拠出限度額は同一とすべき。
- ・事業主掛金以下というマッチング拠出の制限が、加入者自身による老後所得確保の足かせとなっている。この制限は廃止できないか。
- ・新 NISA でも導入されている、生涯拠出枠の考え方を iDeCo でも導入すべき。

《DB の給付減額の判定基準・手続きについて》

- ・事務局案に賛成。労使交渉を尊重する、といったような視点が加えられているであろうと思われるので、適切な要件設定ではないかと思う。
- ・本質的にどのようなところを減額というのかは、改めて議論をする必要がある。
- ・事務局案の「対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合」について。3分の2以上の組織率のある会社がどのくらいあるのかは心配。特に総合型 DB 等、多くの事業所が加入している DB では、小さい会社が入っていると組合が無い場合、あっても組織率が3分の2に届かない場合もある。大企業でも非組合員の割合が高いケースはある。
- ・組合の組織率の話もあるので、DB の給付減額の判定基準・手続きについては、継続的に議論をしていく必要がある。

最後に、部会長より以下の趣旨の発言がありました。

- ・iDeCo の加入可能年齢、受給開始年齢については事務局案に大きな反対はなかったと思われる。
- ・拠出上限額についてはいろいろご意見があったが、シンプルなものにしよう、ということこ

ろは、おおむね一致しており、マッチングの在り方なども含めて、限度額については時代の変化も踏まえて、上限額を上げる等の意見も多かったと思う。

- ・DB 給付減額については、意見もいろいろあったが、事務局案について大きな反対はなかったのではないと思われる。
- ・今回の意見等も踏まえて、事務局には更に検討内容の詰めをお願いしたい。

部会の最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202411-170-0354-D